

平成16年2月16日
厚生労働省専用第21会議室
午後2時から

薬事・食品衛生審議会
毒物劇物部会
議 事 次 第

1. 開 会

2. 審議事項

議題1 毒物及び劇物取締法に基づく運転要員確保の基準の改正について

(資料No.1)

3. 報告事項

議題1 毒物及び劇物取締法に基づくタンクビークル（タンクローリー）に係る
運搬基準の改正について

(資料No.2)

4. その他

5. 閉 会

毒物及び劇物取締法に基づく運転要員確保の基準の改正について

1. 審議事項

毒物又は劇物の長距離にわたる運搬時における運転要員確保の基準に関して、ILO 基準や当該基準を基に規定される厚生労働省告示、他の関係法令の規定等と整合性の確保を図り、運転距離に基づく基準から運転時間に基づく基準に改めることについて検討する。

2. 現行の規制及び国内・海外の規制状況

(1) 現行の規制について

- ① 毒劇法においては、同法施行令第40条の5第2項で定める毒物又は劇物（施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物。黄燐ほか全23種。）を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合の運転者の確保について、運転する距離に応じた②の基準を定めている。
- ② 同項第1号において「厚生労働省令で定める距離を超えて運搬する場合（毒劇法施行規則第13条の2において基準*を定めている。最長で340km(高速道路使用時)。）には、車両1台について運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させること」とされている。

* 具体的には、次式のDの値が1を超える場合に、交替して運転する者又は助手を同乗させなければならない。

$$D = \frac{d_1}{340} + \frac{d_2}{200}$$

d1：高速自動車道による運搬距離（単位 km）

d2：普通自動車道による運搬距離（単位 km）

- ③ 本規定は、昭和47年に毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正した際に追加した条文であり、長距離運転者の疲労に起因する事故防止の観点及び事故発生時の適切な応急措置や緊急通報等の必要性の観点を考慮して、消防法、高圧ガス保安法等とともに導入されたものである。

- (2) 一方、自動車運転者の労働時間に関しては、ILO 条約（第 153 号）に準拠した厚生労働省告示*「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が定められている。なお、緊急輸送、緊急作業及び毒物劇物以外の危険物輸送については適用除外とされている。

* 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年二月九日労働省告示第七号)における規定。①運転時間は、二日を平均し一日当たり九時間（中略）を超えないものとする。②連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、四時間を超えないものとする。

- (3) 国内の関係法令である消防法における運転要員の確保基準については、「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の改正（平成 15 年 12 月）により、国際整合性を図る観点から、従来の距離による規制に代えて時間による規制に変更されたところである。また、高圧ガス保安法及び火薬類取締法についても、現在、同様の改定に向けた検討が進められているところである。

3. 改正案

- 我が国における毒劇物運搬にかかる運転要員の確保方策については、過労運転防止の観点（渋滞等による拘束時間の不確実性、道路事情・車両の性能向上）及び事故発生時の対処の観点（移動通信体の普及による通報手段の多様化・迅速化）を考慮するとともに、国際基準及び国内の関係法令との整合性を確保する観点から、以下によることとしたい。
- ・ 施行令第 40 条の 5 第 2 項で定める毒物又は劇物を車両を使用して 1 回につき 5,000kg 以上運搬する場合であって、長時間にわたる運搬となる場合には、車両一台について運転者のほか必要な員数の交替する運転者を同乗させることとする。
 - ・ 長時間にわたる運搬の基準については、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、連続運転時間（一回が連続十分以上、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合、若しくは、運転時間が一日当たり九時間を超える場合とする。

毒物及び劇物取締法に基づくタンクビークル（タンクローリー）に係る
運搬基準の改正について

1. 報告事項

毒物又は劇物の運搬容器として、国際海事機関(IMO)が定めた海上危険物輸送規定(IMDG Code) (以下「IMDG Code」という。) に適合するタンクビークル（タンクローリー）を国内で受け入れることについて報告する。

2. 現行の規制及び国内・海外の規制状況

(1) 現行の規制について

- ① 毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）においては、同法施行令第40条の2で定める毒物又は劇物（無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤）を運搬する場合の容器について、以下の基準を定めている。
- ② 無機シアン化合物たる毒物及び弗化水素又はこれを含有する製剤を容器に収納して運搬する場合、その容器の内容積が2,000リットル以上の場合には、内部液体の動揺による車輛の転倒を防止する観点から、容器内部に防波板を設けることとされている。

- (2) 国内の関係法令である消防法におけるタンクローリーの基準については、「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の改正（平成15年12月）により、国際的な整合性を図る観点から、IMDG Code*に準拠したタンクビークル（タンクローリー）に係る特例を定めたところ（平成16年4月施行予定）である。

- * 危険物を海上輸送する際の容器に係る基準については、国連危険物輸送基準勧告 (RTDG) (現在 12 版 1998 年)に基づき、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)が海上危険物輸送規定 (IMDG Code) を策定している。IMDG Code 自体強制力は持たないが、IMO 加盟国は IMDG Code を国内法に採り入れることとなっている。

IMDG Code においては、防波板については充填率 (内容積に対する積載割合) が 80% 以上または 20% 以下の場合には不要とされている。

3. 改正案

- 我が国における毒劇物の運搬に関しては、従来より、所要の技術的基準等を定め規制を行ってきたところであるが、IMDG Code に適合した容器により毒劇物の運搬が行われる場合にあっては、厚生労働省令で定める基準と同等の安全性を担保することが可能であると考えられること及び国内の関係法令との整合性を確保する観点から、以下により特例措置を設けることとしたい。
- ・ IMDG Code に適合するタンクビークル (タンクローリー) により毒物又は劇物の運搬が行われる場合にあっては、ポータブルタンク (タンクコンテナ) における特例措置と同様の特例措置を設けることとしたい。

(丁)

無機シアン化合物の運搬容器に関する国際規則(IMDG Code)との比較

	条文	毒物及び劇物取締法施行令 (容積1000L以上の容器に収納して運搬する場合)	国際規則(IMDG Code)
	40条の2	液体状のものに限る (容器は次の各号に適合するもの又は高圧ガス保安法第44条第1項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号又は第二号に掲げるもの。)	水溶性20%以下(UN1613) (UN1689)
内容積	2項1号	10,000L以下	制限無し
・容器、マンホール、注入口のふたの材質 ・容器の内面の材質 ・弁、配管の材	2項2号 2項6号	JISG3101と同様以上の鋼材 弁、配管は鋼製	標準鋼(6.7.2.1) 国内・国際規則に適合したもの(6.7.2.2.1) 1,運送する物質に十分な耐食性を有するもの 2,運送する物質との化学反応に適応するように処理されたもの 3,耐食性の素材を内張りするか、同等な方法で一体化としたもの
容器、マンホール、注入口のふたの鋼板の厚さ	2項3号	4mm以上	6mm以上(標準鋼) T-14(4.2.4.2.6) 標準鋼以外の金属の板厚は計算式による(6.7.2.4.6)
水圧試験の圧力	2項4号	294kPa以上	6bar(600kPa)以上(4.2.4.2.6) 設計圧力の1.5倍以上(6.7.2.1 6.7.2.3.2)
防波板	2項5号	2000L以上の容器の内部に設置	積載率20%以下又は80%以上の場合は不要 (20%を越え、80%未満の場合7500L以内毎に 区画又は防波板を設ける) (4.2.1.9.6)
防護枠	2項7号	厚さ2.3mm以上の鋼製性山形防護枠	付属設備は運送中、操作中の損傷の危険から保護 するよう配置しなければならない。外装排出部品、内 部弁等は外力によってねじ切られる危険から保護さ れなければならない。(6.7.2.5.1)
断熱材		規定無し	胴体の「設計温度範囲」は輸送される物質の周囲条 件のもとで-40°Cから+50°Cとしなければならない。 (6.7.2.1)
弁の位置		規定無し	下弁禁止 (4.2.4.2.6)

注:(毒物及び劇物取締法施行令第40条の2に規定する事項との比較)

弗化水素の運搬容器に関する国際規則(IMDG Code)との比較

条文		毒物及び劇物取締法施行令(内容積1000L以上の容器に収納して運搬する場合)		国際規則 (IMDG Code)	
40条の2	弗化水素 又はこれを含有する製剤(弗化水素70%以上を含有するものに限る)	弗化水素 又はこれを含有する製剤(弗化水素70%以上を含有するものを除く)		無水物(UN1052)	含有製剤(UN1790) a. 60%以上 b. 60%以下
内容積	2項1号	10,000L以下		制限無し	
・容器、マンホール、注入口のふたの材質 ・容器の内面の材質 ・弁、配管の材質	2項2号	JISG3101と同等以上の鋼材		標準鋼 (6.7.2.1)	
	4項2号	-		国内・国際規則に適合したもの(6.7.2.2.1)	
	2項6号/4項3号	弁は鋼製	容器内面をポリエチレンなどで被覆 弁はプラスチック又はプラスチック被覆を施した鋼製	1. 運送する物質に対し充分な耐食性を有するもの	
	2項6号/4項3号	配管は鋼製	配管はプラスチック被覆を施した鋼製	2. 運送する物質との化学反応に適応するように処理されたもの	
				3. 耐食性の素材を内張りするか、同等な方法で一体としたもの(6.7.2.2.2)	
容器、マンホール、注入口のふたの鋼板の厚さ	3項1号	6mm以上		6mm以上	a. 60%以上 6mm以上(T-10) (4.2.4.2.6)
				T-10 (4.2.4.2.6)	b. 60%以下 直径1.8m以下 5mm以上(T-10)
	4項1号	4.5mm以上			直径1.8m以上 6mm以上(//) (4.2.4.2.6及び6.7.2.4.2)
				(以上、標準鋼)	(以上、標準鋼)
				標準鋼以外の金属の板厚は計算式による (6.7.2.4.6)	標準鋼以外の金属の板厚は計算式による (6.7.2.4.6)
水圧試験の圧力	3項2号	490kPa以上		4 bar(400kPa)以上 (4.2.4.2.6)	
	2項4号		294kPa以上	設計圧力の1.5倍以上(6.7.2.1, 6.7.2.3.2)	
防波板	2項5号	2000L以上の容器の内部に設置		積載率20%以下又は80%以上の場合は不要 (20%を越え、80%未満の場合7, 500L以内毎に区画又は防波板を設ける) (4.2.1.9.6)	
防護枠	2項7号	厚さ2.3mm以上の鋼板製山形防護枠		付属設備は運送中、操作中の損傷の危険から保護するよう配置しなければならない。外装排出部品、内部弁等は外力によってねじ切られる危険から保護されなければならない。(6.7.2.5.1)	
断熱材	3項3号	5000L以上の容器では40℃以下に保つことができる断熱材	-	胴体の「設計温度範囲」は輸送される物質の周囲条件のもとで-40℃から+50℃としなければならない。(6.7.2.1)	
弁の位置	3項4号	2000L以上の容器は上部に設置		下弁禁止 T-10 (4.2.4.2.6)	下弁禁止 T-8,T-10 (4.2.4.2.6)

注:(毒物及び劇物取締法施行令第40条の2に規定する事項との比較)

規制改革推進3か年計画（改定）（一部抜粋）

平成14年3月29日
閣議決定

IV 分野別措置事項

12 危険物・保安関係

(1) 危険物・保安分野の基本方針

消費者、労働者等の安全・健康の確保、災害の防止、環境の保全等を目的とする危険物・保安関係の規制については、安全性の確保を第一に考慮しつつ、科学技術の進展や社会経済情勢の変化等に対応してどのように効率的に安全の確保を実現するかという観点を基本とした見直しを通じて必要最小限のものとし、国民に過大な負担や制約をもたらすことのないようその軽減を図る。

(2) 危険物・保安分野の重点事項

① 保安四法の性能規定化・自主検査化の推進

（略）

② その他関係規制の見直し

上記の措置を講ずるほか、保安四法等の規制について、最近の技術進歩等の状況を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、消費者、事業者の負担を軽減する観点から、技術基準等の緩和等を図る。

オ 消防法関係

<事項名>

⑪ タンクローリーに関する規制緩和（総務省）

<措置内容>

移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。

カ その他

<事項名>

⑤ 危険性物質輸送時の運転要員の確保方策（厚生労働省）

<措置内容>

安全性を損なわないことを前提に、2人乗車規制等毒物及び劇物取締法に基づく運転要員の確保方法の在り方を見直す。

（了）

関係条文

運転要員に係る規定

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号）

（運搬方法）

第四十条の五 （略）

2 別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 厚生労働省令で定める距離をこえて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させること。

二～四 （略）

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号）

（交替して運転する者又は助手の同乗）

第十三条の三 令第四十条の五第二項第一号の規定に基づき交替して運転する者又は助手を同乗させなければならない場合は、次式のDの値が一をこえるときとする。

$$D = (d_1 \div 340) + (d_2 \div 200)$$

この式において、 d_1 及び d_2 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

d_1 高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第一百八号）第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）による運搬距離（単位 キロメートル）

d_2 高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位 キロメートル）

運搬容器に係る規定

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号）

（運搬方法）

第四十条の二 （略）

- 2 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号又は第二号に掲げるものでなければならない。
 - 一 容器の内容積は、一万リットル以下であること。
 - 二～四 （略）
 - 五 内容積が二千リットル以上の容器にあつては、その内部に防波板が設けられていること。
 - 六、七 （略）
- 3 弗化水素又はこれ含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有するものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、前項第一号、第二号及び第五号から第七号までに定めるもののほか、（後略）。
- 4 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有するものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、（後略）。
- 5 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれ含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前三項に掲げる基準の特例を定めることができる。
- 6 （略）

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年一月二十三日厚生省令第四号）

（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例）

第十三条の二 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、車両等に積み替えるための構造を有する容器であつて、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するもの（以下この項において「ポータブルタンク」という。）とし、ポータブルタンクについては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。

（了）

◇アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令(政令第五二五号)(財務省)

1 アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令は、廃止することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第五二六号)(経済産業省)

一 回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正関係(第一条関係)

回路配置利用権等の登録に関する事務について、経済産業大臣が指定した者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

二 消費生活用製品安全法施行令の一部改正関係(第二条関係)

特別特定製品の適合性検査に関する事務について、主務大臣の認定又は承認を受けた者が実施する制度を、主務大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正関係(第三条関係)

特定液化石油ガス器具等の適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定又は承認を受けた者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

四 ガス事業法の一部改正関係(第四条関係)

1 ガス工作物の使用前検査に関する事務について、経済産業大臣が認定した者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

2 特定ガス用品の適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定又は承認を受けた者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

五 電気用品安全法施行令の一部改正関係(第五条関係)

特定電気用品の適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定又は承認を受けた者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

六 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行令の一部改正(第六条関係)

揮発油等の分析に関する事務について、経済産業大臣が指定した者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

七 電気事業法施行令の一部改正関係(第七条関係)

一 安全管理審査に関する事務について、経済産業大臣が指定した者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

二 調査業務に関する事務について、経済産業大臣が指定した者が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行うこととした。

八 附則関係(附則第二条及び第三条関係)

この政令の施行に伴う半導体集積回路の回路配置に関する法律関係手数料令の廃止等について定めることとした。

九 この政令は、平成一六年三月一日から施行することとした。

政 令

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十五年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五百十七号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第四項、第十四条の三第一項、第十六条の二第二項及び第三十六條の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、「及び第三号」を「から第四号まで」に、「九年又は十年」を「十年又は十三年」に改め、同項第二号中「及び特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所」を削り、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して十三年を経過する日以前一日に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

第十五条に次の一項を加える。

5 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項、第二項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

第三十条の二第二号中「長距離にわたる移送をする」を「当該移送が総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送である」に改める。

(保安検査の時期に関する経過措置)

第二条 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令(昭和五十二年政令第十号。以下「昭和五十二年政令」という。)の施行の際現に消防法第十一條第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされたこの政令による改正後の危険物の規制に関する政令(以下「新令」という。)第八条の二の三第三項に規定する特定屋外タンク貯蔵所(以下「既設の特定屋外タンク貯蔵所」という。)のうち、次に掲げるもので、新令第八条の四第一項に規定するものが受けるべき同法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査(以下「保安検査」という。)に係る同項に規定する政令で定める時期(以下「検査時期」という。)は、新令第八条の四第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 その構造及び設備が新基準(危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成六年政令第二百十四号。以下「平成六年政令」という。))附則第二項第一号に規定する新基準をいう。以下同じ。)に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

二 その所有者、管理者又は占有者が、新基準適合日(平成六年政令附則第二項第二号に規定する新基準適合日をいう。以下同じ。)以後、市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下「市町村長等」という。)に新基準適合届出(同号に規定する新基準適合届出をいう。以下同じ。)をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 その所有者、管理者又は占有者が、新基準適合日以後、市町村長等に新基準適合届出をした既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、次に掲げるもの(以下「第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)で、新令第八条の四第一項に規定するものが受けるべき保安検査に係る検査時期に関する同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「八年」とあるのは「七年」と、「十年又は十三年」とあるのは「八年、九年又は十年」とする。

一 その構造及び設備が第一段階基準(平成六年政令附則第三項第一号に規定する第一段階基準をいう。以下同じ。)に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

省 令

○総務省令第四百十三号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百十七号）の施行に伴い、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年十二月十七日

総務大臣 麻生 太郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五中第四項を削り、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、ただし、移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号、第二号（すみ金具に係る部分に限る。）及び第四号の規定は、適用しない。を削り、同項を第四項とする。

第二十四条の八中「ただし、移動貯蔵タンク（積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクに限る。）が国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号から第六号（すみ金具に係る部分に限る。）まで、第七号及び第八号（外面の塗装及び文字の色に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。を削り、同条第六号中「第五項」を「第四項」に改める。

第二十四条の九中「ただし、移動貯蔵タンク（積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクに限る。）が国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号の規定は、適用しない。を削る。

第二十四条の九の二の次に次の一条を加える。

（国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合する移動タンク貯蔵所の基準の特例）

第二十四条の九の三 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所に係る令第十五条第五項の規定による同条第一項、第二項及び第四項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の移動タンク貯蔵所については、令第十五条第一項第二号から第五号まで及び第七号から第十四号まで、第二十四条の五第四項第一号、第二号（すみ金具に係る部分に限る。）及び第四号、第二十四条の八第一号から第六号（すみ金具に係る部分に限る。）まで、第七号及び第八号（外面の塗装及び文字の色に係る部分に限る。）並びに第二十四条の九第一号の規定は、適用しない。

第四十七條の二 令第三十條の二第二號の總務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送は、移送の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる移送とする。

- 一 一の運転要員による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える移送
- 二 一の運転要員による運転時間が、一日当たり九時間を超える移送

第五十五條第七項中「普通教育」を「基礎教育」に、「昭和四十五年消防庁告示第一号」第二條第三項を「平成十五年消防庁告示第三号」第三條第三項に、「第二條第四項」を「第三條第四項」に、「別表第五第一項」を「第九條第一項」に改める。

第五十七條第二號の二口中「普通教育」を「基礎教育」に改める。
第六十二條の二の二第二號二中「値をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同號の次に次の一号を加える。

三 特定屋外貯蔵タンクの腐食量（底部の板が腐食により減少した値をいう。）に係る管理等の状況が次のイからルまでのすべての要件に適合するもの

イ 特定屋外貯蔵タンク底部の板厚予測値が適正と認められること。

ロ 腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行わないこと。

ハ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食率が一年当たり〇・〇五ミリメートル以下であること。

ニ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング（ガラスフレックコーティング）又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）又はこれと同等以上の措置を講じていること。

ホ 危険物が加温貯蔵されていないこと。

ヘ 特定屋外貯蔵タンクの基礎内部に浸透した水を排除するための措置が講じられていること。

ト 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食を防止する措置を講じていること。

チ 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

リ 著しい不等沈下がないこと。

ル 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

六十二條の二の三第一項中「前條」の下に「第一号又は第二号」を、「十年」の下に「と、第三号」に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十三年」を加え、同條第二項中「又は別記様式第二十六の三」を「別記様式第二十六の三又は別記様式第二十六の四」に改める。

第六十二條の二の四中「第二号」を「第三号」に改める。
第六十二條の五の二を次のように改める。

第六十二條の五の二 令第八條の五第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる製造所等に係る定期点検は、第六十二條の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第十三條第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク（令第九條第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九條第一項において準用する場合並びに令第十七條第一項第六号イ及び同條第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。）及び令第十三條第二項に規定する二重殻タンク（令第九條第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九條第一項において準用する場合並びに令第十七條第一項第六号イ及び同條第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「二重殻タンク」という。）の強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク若しくはその部分又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、この限りでない。

- 一 地下貯蔵タンク又はその部分のうち、次のイ又はロのいずれかに適合するもの
- イ 二重殻タンクの内殻
- ロ 危険物の微小な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているもの

二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの

二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの

二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの